

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
接続政策委員会（第52回）議事概要

日時 令和3年1月26日（火）16:30～17:30

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続政策委員会 相田主査、佐藤主査代理、関口委員、高橋委員、西村（暢）委員、  
西村（真）委員、山下委員  
事務局 今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、  
（総務省） 川野料金サービス課長、大内料金サービス課企画官、  
田中料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

（1）IP網への移行後における音声接続料の在り方について

① 論点整理

○事務局から論点整理案について説明を行い、意見交換を行った。

【発言】

・IP網への移行後における音声接続料の在り方について

（論点1 IP網へ移行後の一種指定設備制度に基づく音声接続料）

○高橋委員

14ページに簡潔に図で示されており、非常に分かりやすい話になったと思います。

（論点2（1） 着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題）

○高橋委員

19ページの2ポツ目で、事業者間で協議を進めていると各事業者からのご意見にありますが、どの程度の頻度で料金設定権に関する協議を行っているのか、協議がどの程度進捗しておりいつ頃結論が出るのか、という見通しを教えてください。

○NTT東日本

現在各事業者と協議をしており、1月末を目処に総務省に協議状況を報告する予定です。総務省に報告して、また議論を行うという形になるかと思えます。

○高橋委員

感触としては、年度が変わる頃には料金設定権の移行を実現できそうということでしょうか。

○NTT東日本

実現の時期については、現在事業者間で取りまとめております。システムの対応等、各社の事情もありますので、それを議論し、まずは総務省にその報告をするということです。実現の時期については、また議論させていただきたいと思えます。

○高橋委員

移行時期の速やかな決定とその報告をお願いいたします。

○西村（真）委員

固定発一携帯着の料金設定権の見直しがかなり現実味を帯びてきたということで大変期待をしております。移行実現の時期がはっきりしないということでしたが、進捗状況を見守る上でも、積極的に状況を教えていただければと思っています。

○西村（暢）委員

今回、事業者それぞれが自ら対応していただいて、料金設定権の移行が進むことは非常に喜ばしいことと考えております。ただ、その結果としてどの程度料金が下がるのか、継続的な取組の可視化をぜひ事業者及び総務省にはお願いしたいと思っています。また、実際にいつ料金設定権の移行が完了するのかという点も、しっかりとした対応をよろしくお願いいたします。

○山下委員

21ページに、以前の委員会での私の発言を掲載いただいています。いつ料金設定権を移行できるのかまだ分からないという説明がありました。1月末までに事務局に報告するのであれば、遅くともいつまでに料金設定権を移行するというような目星を定めていただく努力をしていただきたいと思います。

また、接続料を設定するのが発信側か着信側かであったり、接続料が下がったりということが、ユーザにどのような便益をもたらすかは非常に見えにくいです。何故、接続料の市場で健全な競争がなされる必要があるかということ、最終的にはユーザ利便性の向上、いわゆる消費者利益の拡大のためですが、接続料だと一般の方には見えにくい。このようにすれば、よりユーザに便益があるということを示していただきたいと思います。

○NTT東日本

当然、具体的に移行時期をいつにするという議論はありますので、早期の移行をどのように実現するか検討をしております。やみくもに移行までの期間を長くするというのではなく、移行時期を明確化することを含めて1月末に御報告、御議論をさせていただこうと思っております。

○事務局

ユーザ利便の向上が必要であるという御指摘をいただきましたが、いつ料金設定権が移るのか、その結果どのような料金になるのか、事業者からの報告を受け、引き続き、事務局でもフォローしてまいりたいと考えております。

○関口委員

料金設定権の移行については積年の課題でしたので、大変喜ばしいことだと思っております。先ほどNTT東日本から、1月末の報告の件、あるいは移行の実施時期の件について御説明をいただきましたが、システム改修にかかる時間とエネルギーを考えると、やはり移行には一定の期間を要すると思われれます。固定発一携帯着通話で実際に負担が発生する状況として、私は、ご高齢の固定電話設置者の方が子どもや孫に長電話をするという状況をよく説明に使っておりますが、そのような方たちの消費者利益の向上を考えると、少しでも早い移

行がよいと思う一方、システム改修を待たなければいけないというジレンマがあります。

ここは、1つの緊急避難的な考え方で、システム改修を待たずにできることとシステム改修を行ってからできることの2段階の構えでもよろしいのではないかと思います。21ページの山下委員の御意見で、「3社の設定料金を揃える等の対応をとるべき」とありますが、NTT東日本と楽天モバイルとの間で、NTT東日本側が設定した3分52.5円という料金は、システム改修を行わないで実現している料金と伺っております。そう考えると、システム改修前でも、この52.5円は1つのベンチマークになり得るので、利用者利益を考えると、携帯事業者3社に対して、一律この水準に揃えていただけないかをお願いいたします。

この水準は、あくまでもシステム改修完了までの期間の話で、システム改修完了は最長で2025年のマイグレ完了のタイミングだと思っております。それまでの期間、あるいはもっと前倒ししていただけるのであれば、当面はシステム改修を前提としない52.5円を1つのベンチマークとして携帯事業者各社で揃えていただくような対応をお願いするとともに、システム改修後はメタルIP電話相当の水準まで下げていただくような御検討を改めてお願いできないか、という提案をさせていただきます。

#### ○NTTドコモ

御指摘いただいた点につきましては、現在、移行の時期について議論しているところで、まずは移行時期を明らかにした上で、検討できればと考えております。

#### ○KDDI

御指摘の件につきましては、まずはいつ移行できるかを優先して検討させていただき、その後、そうしたご指摘のことが可能か検討することになるかと思っております。

#### ○ソフトバンク

まずは移行時期をできる限り早くすることを目指しており、それにかかなり時間がかかるようであれば、料金の見直しも含めて検討したいと思っております。まずは料金設定権の移行をなるべく早く実現するというのを検討しているところです。

#### ○関口委員

ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。

#### ○佐藤委員\*

関口委員の意見について賛成です。やはり、ユーザのことを第一に考えれば、速やかに固定発携帯の料金を下げるべきで、例えば事業者間協議を通じて料金設定権の移行に半年以上かかるというような状況であれば、それまでの間、MNO各社が自主的に料金を少なくともNTT東日本発楽天モバイル着の水準まで引き下げるべきだと思います。

次に、NTT東日本・西日本に料金設定権が移った後、NTT東日本・西日本は3分52.5円を大きく下回る料金が提示できるよう最大限、努力していただきたいと思っております。NTT東日本発楽天モバイル着の3分52.5円は現在のNTTドコモ着の3分60円を意識した価格付けかと思っております。

※ システムトラブルにより委員会の中で発言が出来なかったため、委員会終了後に事務局宛てにコメントの提出があったもの。

(論点2(2) 着信事業者が設定する接続料に関する課題)

#### ○山下委員

各事業者は接続料の水準はユーザ料金に影響しないとおっしゃっていましたが、これまでその根拠が見えませんでした。我々委員も、ユーザ料金と接続料は別の問題だと言う人もおり、リンクしているのではないかと言う人もおり、臆測で議論していました。今回、根拠の数字を示していただいたので、このデータを信用するならば、接続料とユーザ料金が1対1で直結するようなことはなさそうだということは分かりました。

しかし、それでも事業者間の競争に歪みがあれば、やはり最終的にはユーザ料金に行き着き、本来行われるべき音声通話や市場の発展が損なわれる蓋然性が非常に高いと思いますので、接続料と料金が1対1で対応していないということだけで、この話を見送るということにはならないと思います。そのような意味で、着信接続料を規制するかどうかにかかわらず、接続料と市場との関係を注意深く見ていきたいと思います。

#### ○関口委員

着信接続料規制については、今回、事実上しばらくは凍結という結論ですが、考え方としては十分に成り立つものと思います。様々な状況、事業者の御意見等を勘案して、機が至っていないという今回の結論は了解をしたいと思っております。

事業者間の意見調整、利害調整がうまくいっていないことについてもコメントがありましたが、別の会議で、優先パケットに関して長年にわたる交渉の議事録を拝見したこともあるので、そのような切羽詰まった状況があれば、また別途解決の糸口を探すべきだと思っております。

着信接続料規制のメリットとして、料金設定の自由度や事業者間格差の解消という点は私も認めており、その点については今後、注視していくということになると思います。

ユーザ料金と接続料の関係についても、MNOに限定すると、料金と接続料は非常に乖離をしているのが実態と思いますが、MVNO等にとっては、接続料は原価のうちの太宗を占め重要性も異なるということなので、接続料に関しては今後も検討を続ける必要があると思われました。

とりあえず、今回の結論について私は賛同したいと思っております。

#### ○佐藤委員※

着信接続料の新たな規律導入については、ユーザ料金低廉化への影響を考慮しつつ、固定・携帯等全事業者に関わるルールであるので、今すぐ実現すべきものとは言えないのかもしれませんが、今回の議論を通して、固定においても携帯においても着信にはボトルネック性があるということ、また、着信接続料は、事業者間協議で設定されるものではあるが、NTT東日本・西日本以外の事業者についてもコストベースで設定されるべきという考え方は確認できたと思います。

コストベースの接続料が事業者間協議で実現できるのか、また、ルールを設定する場合、それがLRICなのか実際費用なのか等は十分議論できませんでしたが、まずはコストベースの接続料が事業者間協議で実現に近付いていくのか見守りたいと思います。

また、携帯電話のユーザ料金が高止まりしているのだとすれば、着信接続料以外のどのような要因によるものなのか、さらなる議論が必要と考えます。

※ システムトラブルにより委員会の中で発言が出来なかったため、委員会終了後に事務局宛てにコメントの提出があったもの。

以上